

平成25年度東海地区大学図書館協議会
「図書館職員基礎研修(第4回)」

ILL (相互貸借)

愛知大学豊橋図書館

島田 美津穂

2013.12.13 於:名古屋大学

今日の内容

- ▶ ILLとは
- ▶ ILLの歴史
- ▶ ILL業務の実際
- ▶ 著作権とガイドライン
- ▶ NACSIS-ILL以外の方法
- ▶ 電子ジャーナル
- ▶ 訪問利用



ILLとは

Interlibrary loan

- ✓ **自館にない資料を利用者に提供するために、文献の貸借・複写の依頼や受付などを行う図書館間相互協力サービス**

「図書館員の倫理綱領」(1980)

第10 図書館員は図書館間の理解と協力につとめる。

図書館が本来の目的を達成するためには、一館独自の働きだけでなく、組織的に活動する必要がある。(略)図書館間の相互協力は、**自館における十分な努力が前提**となることを忘れてはならない。

- ✓ **自館の機能を高めるため、資料の収集・整理・保存・提供等において協力しあう**



ILLの歴史【国内】

- ▶ 明治32年(1899) 京都大学から東京大学へ
「図書借用の願い」
- ▶ 昭和 4年(1929) 帝国大学附属図書館協議会
「図書の相互貸借に関する申合せ」決定
- ▶ 昭和10年(1935) 全国高等諸学校図書館協議会
相互貸借書式 制定
- ▶ 昭和54年(1979) 国公私大学図書館協力委員会設立
- ▶ 昭和63年(1988) 私立大学図書館協会相互協力委員会「『図書・
資料の貸借に関する協定』作成のための
ガイドライン」制定

- ▶ 平成 4年(1992) NACSIS-ILL運用開始

ILLの歴史【国内】

- ▶ 大正13年(1924)帝国大学附属図書館協議会
- ▶ 全国専門高等学校図書館協議会
→全国高等諸学校図書館協議会へ改称
- ▶ 昭和 2年(1927)官立医科大学附属図書館協議会※
- ▶ 昭和 5年(1930)東京私立大学図書館協議会
→全国私立大学図書館協議会へ

※この時の会合ですでに相互貸借のルールが決定

「・・・わが国の相互貸借活動のはじまりは、このときにさかのぼると考えてよい」『図書館ハンドブック第4版』より

ILLの歴史【海外】

- ▶ 1917年 ALA「相互貸借実務規約」
- ▶ 1936年 IFLA「国際図書館貸借規則」
- ▶ 1954年 IFLA「国際相互貸借協定」
- ▶ 1970年 ALA「相互貸借マニュアル」
- ▶ 1978年 IFLA「国際貸出：原則とガイドライン」
- ▶ 2001年 IFLA「国際貸出と文献提供
：手続きのための原則とガイドライン」

ALA・・・American Library Association アメリカ図書館協会

IFLA・・・International Federation of Library

Association and Institutions 国際図書館連盟

ILL業務の実際

まずは「目録」にあたる

冊子体目録

各国の蔵書目録(NDL,LC,BL...)
学術雑誌総合目録など

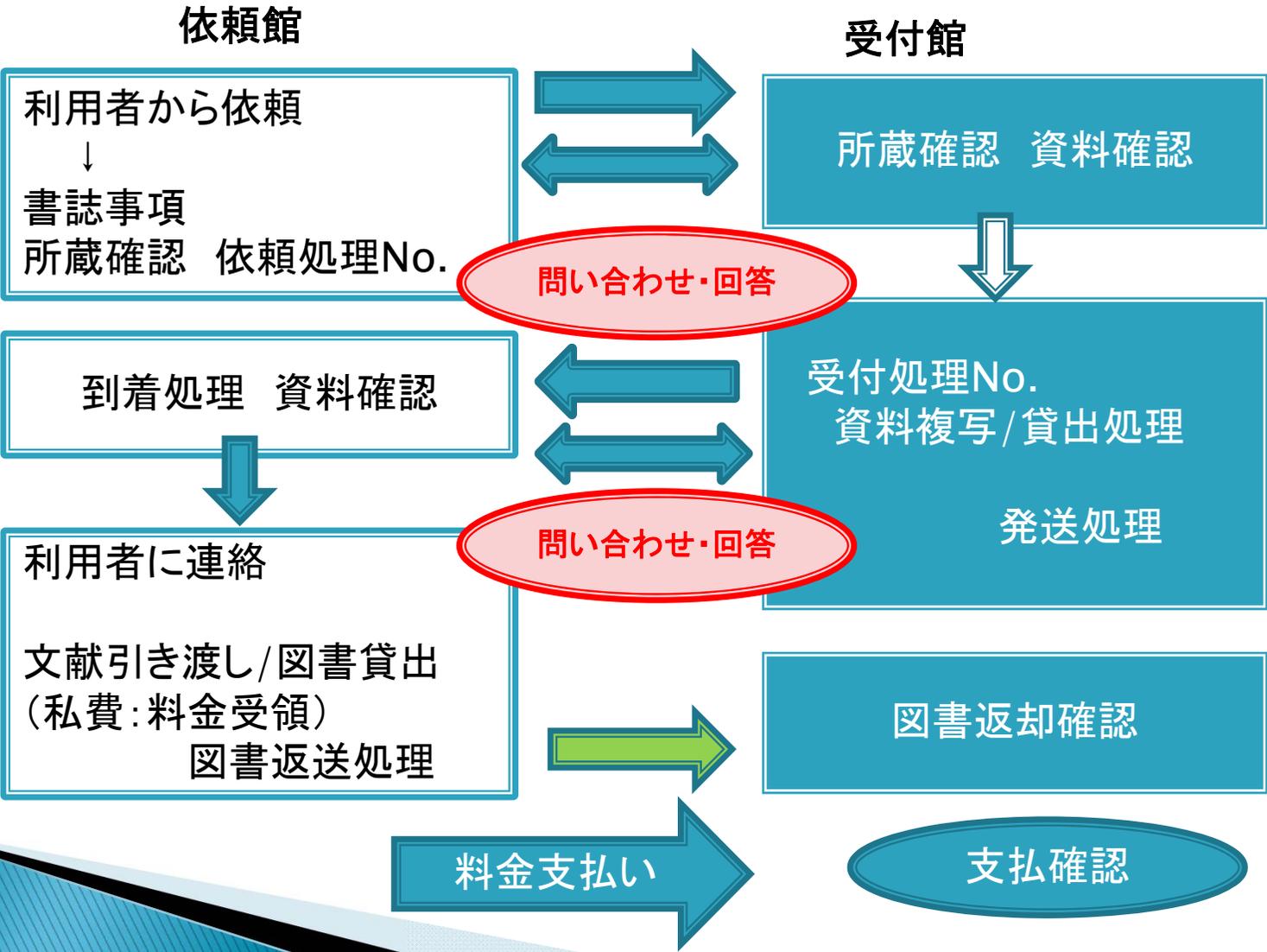


WEB目録

インターネットの普及

CiNii Books、Webcat Plus
各館のOPAC、NDL-OPACなど

ILLの流れ



NACISIS-ILL

- ▶ 国立情報学研究所が提供する、図書館間で図書や雑誌論文を相互に利用し合うための連絡業務を支援するためのシステム。CATのデータベースから最新の書誌・所蔵データを利用できる。現在の利用機関数は1,098機関(2013年11月末現在)
- ▶ NACISIS-ILL料金相殺サービス・・・ 3ヶ月毎に結果通知。支払館は1ヶ月以内に支払う。受取館は翌月10日に入金される。

参考:国立情報学研究所 目録所在情報サービス

<http://www.nii.ac.jp/CAT-ILL/>

文献複写 依頼館における処理①

▶ 文献複写の申込み受付

- 申込者の確認(氏名・所属/身分・連絡先など)
- 書誌事項
- 典拠の有無
- 複写料金の支払区分(公費/私費)
- 送付方法(普通郵便・速達・FAX・DDS※入手期限も)
- カラー複写希望の有無
- 海外手配希望の有無

書誌事項

誌名・書名・叢書名
巻・号・年・ページ
論文著者名
論文タイトル

文献複写 依頼館における処理②

▶ 依頼処理前の確認

- 自館所蔵の確認→OPAC、機関リポジトリ、EJなど
★ILLは、原則自館所蔵のないもの
- 著作権法のチェック 書誌事項の確認
→最新号、著作物の一部分を超えるものは×
- 所蔵館の確認
→相手館のOPAC参照 貸出中ではないか
★紀要など大学出版物は、原則発行元の大学へ依頼する

文献複写 依頼館における処理③

▶ 依頼処理

- NACSIS-ILL(加盟館、グローバルILL加盟館は一部海外も含む)
- 郵送、FAXなど
 - ▶ 相手館の依頼方法・様式等を確認すること。『図書館相互協力便覧』や各館HP参照
 - ▶ 宛名ラベルを用意する
- Web(国立国会図書館、海外の図書館など)

文献複写 依頼館における処理④

▶ 書誌事項記入上の注意

- 二次資料や文献データベースなどを利用して可能な限り確認をする

- ・1論文を1件とする
- ・論題は原著の言語で
- ・著者が複数の場合は最初の1名を記載し、あとは「他」、「et al.」と記入可
- ・論題が長い場合は「…」で省略可



あいまいな情報は**受付館**に迷惑をかけることになります。

文献複写 依頼館における処理⑤

▶ 送付方法

- 依頼者の希望がある場合は受付館がわかるように明確に記載する
- FAX・DDS送信については、制限している館が多いので注意
- 提供可能であっても著作権管理業者の管理著作物であるかを確認すること

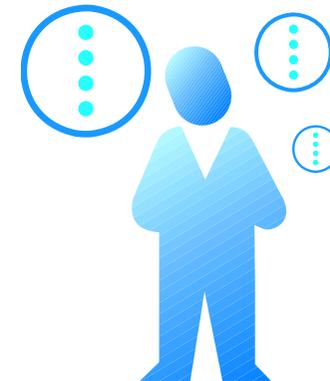
▶ 複写物到着後の処理

- 複写物の確認
 - → 依頼した文献と同一か、複写の状態・欠損がないか、など
- 料金の確認
- 料金の支払い→NACSIS-ILL非加盟館の場合は特に注意が必要

⇒依頼者へ到着連絡

文献複写 依頼館における処理⑥

- ▶ 申込み可能館が見つからなければ・・・
 - 文献複写サービス代行業者へ依頼
- ▶ NACSIS-ILL利用指針では・・・
 - まずは相手館のレンディング・ポリシーを確認する
 - 依頼先の分散→特定の館に集中しないように
 - 同一館に対して同日内に10件を超えないようにするとあるが・・・
5件程度？



文献複写 受付館における処理

▶ 受付処理

- 依頼内容・書誌事項の確認

→ 記述に間違いがあった場合、すぐに依頼館に問い合わせる

NACSIS-ILL経由の場合は「照会Inquire」で問い合わせる

- 所蔵・所在の確認

→ 所蔵なし、または提供不能の場合はすぐに連絡する⇒「**謝絶**」

謝絶の理由については、具体的に記載する

▶ 発送処理

- 複写物の内容、枚数、複写漏れ、鮮明さを確認

- 封筒に「文献複写物在中」等明記する

▶ 入金の確認

現物貸借 留意事項

- ▶ 現物貸借を実施する館は、貸出期間や利用条件など実施方針を公表する
- ▶ 特別の理由がない限り、自館が所蔵する資料について依頼しない
- ▶ 借用した資料は、貸出期間中であっても返却要請があれば応じる
- ▶ 貸出期間の延長を申し出る場合は、貸出期間内に行う
- ▶ 貸出期間中(資料発送から返送確認まで)の資料の紛失・破損に対しては依頼館が弁償責任を負う
(輸送業者に責がある場合を除く)

荷造りは厳重に！



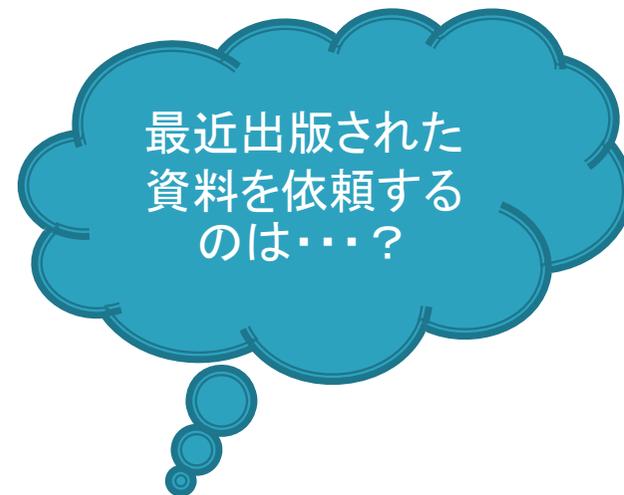
現物貸借 依頼館における処理①

▶ 現物貸借の申込み受付

- 申込者の確認(氏名・所属/身分・連絡先)
- 書誌事項 ※版次や出版社に注意
- 支払区分の確認(公費/私費)
- 館外貸出希望の有無
- 海外手配希望の有無

▶ 依頼処理前の確認

- 記入漏れはないか
- 自館所蔵の確認→OPAC
- 所蔵館の確認→相手館のOPAC参照 貸出中ではないか
現物貸借の条件は



現物貸借 依頼館における処理②

▶ 依頼処理

- NACSIS-ILL(加盟館、グローバルILL加盟館は一部海外も含む)
- 郵送、FAXなど
 - 相手館の依頼方法・様式等を確認すること
 - 『図書館相互協力便覧』や各館HP参照
- Web(国立国会図書館、海外の図書館など)

現物貸借 依頼館における処理③

- ▶ 資料到着後の処理
 - 資料状態・**料金**・利用条件の確認 ⇒依頼者へ到着連絡
- ▶ 返送処理
 - 資料の確認 破損等ないか
 - 返送方法→受付館の指示による方法で返送する。特に指定がなくとも補償サービスのある方法を利用する

利用者から、ILLで借用した図書を複写したいと申し出があった場合・・・

参考：図書館間協力における現物貸借で借り受けた図書の複製に関するガイドライン

現物貸借 受付館における処理

▶ 受付処理

- 依頼内容、所蔵の確認

→所蔵なし、または提供不能の場合はすぐに連絡する⇒「謝絶」

謝絶の理由については、具体的に記載する

▶ 発送処理

- 資料の確認(破損・汚損の有無等)
- 貸出処理
- 送付書に利用条件(返却期限・注意事項等)を記載する

▶ 返却資料の確認

- 貸し出す前の状態と変わりがないか
- 経費の確認

著作権とガイドライン

文献複写と著作権

図書館における著作物の複写には、著作権などの制度についての知識が不可欠です。

著作権法第31条

(前略)次に掲げる場合には、その営利を目的としない事業として、図書館等の図書、記録その他の資料(以下この条において「図書館資料」という。)を用いて著作物を複製することができる。

- 一. 図書館等の利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、公表された著作物の一部分(発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物にあっては、その全部)の複製物を一人につき一部提供する場合
- 二. 図書館資料の保存のために必要がある場合
- 三. 他の図書館の求めに応じ、絶版その他これに準ずる理由により一般に入手することが困難な図書館資料の複製物を提供する場合

大学図書館間協力における 資料複製に関するガイドライン(2012)

(趣旨)

このガイドラインは、大学図書館間協力における資料複製に関して、大学図書館が複製物の提供を行う際の細目を定める。

このガイドラインによる複製物の提供にあたっては、各大学図書館は著作権管理団体との契約又は合意に基づき、大学図書館による複製は、本来大学における教職員及び学生個人の調査研究を目的として行われるべきものであり、営利目的のために複製物を利用するものではないという点について、大学図書館側及び権利者側の共通認識を前提として締結が可能になったことを十分に認識して実施しなければならない。

契約……一般社団法人出版社著作権管理機構

合意書…一般社団法人学術著作権協会

大学図書館間協力における 資料複製に関するガイドライン(2012)要約

- ▶ (依頼及び受付)
 - 著作権法第31条第1項第1号の範囲内であること
 - 利用目的が利用者個人の調査研究であること
 - 当該資料を自館が所蔵していないこと
 - ▶ (複製及び送付)
 - 郵便又は宅配便により送付する
 - 通信回線※を利用して送信し、依頼館は紙面に再生した複製物を申し込みをした利用者に渡す
- ※FAX、インターネット送信(メール添付)を含む

大学図書館間協力における 資料複製に関するガイドライン(2012)要約

▶ (中間複製物の破棄)

- 当該資料の版面の画像イメージの中間複製物を作成する必要がある場合は、その種類にかかわらず中間複製物を破棄すること

▶ (資料の購入努力意義)

- 利用者から頻繁に申込のある資料は、自館で購入する努力が必要です

★複製許諾管理を委託されている著作物は以下のサイトから確認できます★
一般社団法人出版社著作権管理(JCOPY) <http://www.jcopy.or.jp/>
一般社団法人学術著作権協会(JAC) <http://www.jaacc.jp/>

著作権に関する参考文献

- ▶ 日本図書館協会 国公立大学図書館協力委員会 全国公共図書館協議会.「図書館間協力における現物貸借で借り受けた図書の複製に関するガイドライン」2006
www.jla.or.jp/portals/0/html/fukusya/taisyaku.pdf
- ▶ 国公立大学図書館協力委員会 大学図書館著作権検討委員会.「大学図書館における著作権問題Q&A(第8版)」2012
http://www.jaspul.org/news/asset/docs/copyrightQA_v8.pdf
- ▶ 国公立大学図書館協力委員会.「大学図書館間協力における資料複製に関するガイドライン」2012
http://www.jaspul.org/news/asset/docs/copyrightQA_v8.pdf
p86-88附録6
- ▶ 文化庁.著作権のページ <http://www.bunka.go.jp/chosakuken/>

著作権に関する参考文献

- ▶ 南亮一.最近10年間における大学図書館に係る著作権法の改正の動向について.大学図書館研究.2011,No.93,p1-16
- ▶ 森一郎.国公立大学図書館協力委員会大学図書館著作権検討委員会の著作権問題への取組.大学図書館研究.2011,No.93,p17-26

キーワード: 大学図書館 著作権

NACISIS-ILL以外の方法

オンライン申し込み

- ▶ 国立国会図書館(要事前登録)

- ▶ 文献複写業務代行業者

- JST Web複写サービス
- 医中誌WEB DDS
- サンメディアWEBオーダーシステム

- ▶ 海外図書館

- British Library
- Global ILL Framework ※NACISIS-ILL外部依頼



国立国会図書館 NDL-OPACから依頼可能

- ▶ 複写サービス
 - 申請不要だが、登録によりNDL-OPACから申し込みが可能
- ▶ 図書館間貸出サービス
 - 図書館間貸出制度に加入が必要。個人への貸出は不可
- ▶ 貸出図書 of 複写利用申請
 - 図書館間貸出制度申請と別に「複写利用の申請」が必要

参考：国立国会図書館「図書館員の方へ」

<http://www.ndl.go.jp/jp/library/index.html>

『国立国会図書館 図書館協力ハンドブック』

最終更新日2013年7月5日

国立国会図書館 新たな動き

▶ 図書館向けデジタル化資料送信サービス

- 2013年1月1日施行(現在、申請受付中)

▶ 国立国会図書館がデジタル化した資料のうち、入手困難な資料を図書館等に送信するサービス。図書館等では、送信を受けた資料の閲覧・複写サービスを実施できる

※申請には①閲覧のみ可能、②閲覧と複写の両方可能、の2種類あり

▶ 送信対象資料には、博士論文(1991年～2000年度受入)を含む ※商業出版されていないもの

参考: 国立国会図書館

「図書館員の方へ > 図書館向けデジタル化資料送信サービス」

http://www.ndl.go.jp/jp/library/service_digi.html

海外ILL

- ▶ British Library (BLDSC)
 - 代理店への利用登録が必要 (株)紀伊國屋書店、丸善(株)

- ▶ Global ILL Framework (日米ILL/日韓ILL)
 - NIIへのグローバルILL利用申込み
 - OCLCプロファイルの登録
 - ※登録料42,000円/館 (株)紀伊國屋書店
 - http://www.kinokuniya.co.jp/03f/oclc/nacsis-oclc_ill_price.htm
 - グローバルILL/DDレンディングポリシー(運営方針)の作成・公開

GIF(グローバルILLフレームワーク)

- ▶ NACSIS-ILLを通して海外のGIF参加館に複写あるいは図書相互貸借を依頼することができる
- ▶ 現在のGIF参加館の中心はOCLC加盟館と韓国・KERIS加盟館
- ▶ KERISとの間では文献複写等料金相殺サービスあり
- ▶ OCLC加盟館とは料金決済第三者機関が月ごとにまとめて処理
- ▶ GIF公式サイト <http://www.nii.ac.jp/CAT-ILL/gif>

その他

- ▶ NACSIS-ILL非加盟館
- ▶ 公共図書館
- ▶ 出版元(発行者)など
 - メール、FAX、郵送などで直接依頼する
 - 必ず相手館OPACや参考調査等で所蔵を確認すること



電子ジャーナル

電子ジャーナル

▶ ILLの取り扱い、複製について

資料を「所蔵」しているわけではないので、著作権法第31条の対象外と考えられる。が…

- まずは冊子体優先
- NII総合目録データベース「CPYNT」フィールド
→「ILL可」を確認
- 各館の方針によっては提供されない場合もある

参考：大学図書館における著作権問題Q&A(第8版)

Q27:電子ジャーナルをILLで運用する場合、特に注意すべき点について

主なデータベース(二次資料)

- ▶ CiNii(一部有料)
- ▶ 雑誌記事索引(無料)
- ▶ EBSCO host(有料)
- ▶ ProQuest(有料)
- ▶ Scopus(有料)
- ▶ Web of Science(有料)
- ▶ Google Scholar(無料)

書誌情報は、可能な限りデータベース等で確認してから依頼をするようにしましょう！



医学分野では、PubMedや医中誌Webが利用される。

訪問利用

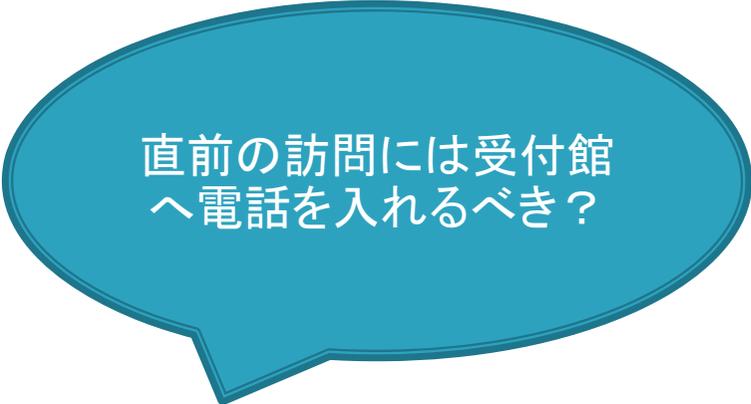
来館による直接利用①

▶ 依頼館における処理

- 訪問利用申込書(参考調査依頼書)
- 依頼処理前の確認
- 依頼処理

▶ 受付館における処理

- 事前問い合わせへの回答
- 受付処理(当日)



直前の訪問には受付館
へ電話を入れるべき？

来館による直接利用②

- ▶ 東海地区大学図書館協議会加盟館間の来館利用に関する暫定協定(平成16年)加盟館
- ▶ <http://www.nul.nagoya-u.ac.jp/tokai/kyotei.pdf>
 - 学生証または職員証で入館可能(紹介状不要)
 - 利用者が受けられるサービスの範囲は、訪問先館の利用規則等で定められた範囲内とする
- ▶ 加盟館以外の図書館
 - 事前に利用条件の確認をする
 - 必要があれば紹介状を発行する

最後に

- ◆ 依頼をする際には、相手のことを考えて
- ◆ 著作権法やガイドラインなど、文献提供に関わる最新の情報をチェックするようにしましょう



相手への
思いやりを忘れずに！

参考文献

- 佐藤隆司.わが国大学図書館相互協力の歴史変遷. 大学図書館の管理運営:第2回日米大学図書館会議応募論文集.大学図書館国際連絡委員会.1972:p178-190
- 日本図書館協会図書館ハンドブック編集委員会. 図書館ハンドブック.第4版.1977
- 柏書房.最新図書館用語大辞典. 2004
- 日本医学図書館協会.相互利用マニュアル 第5版. 2005
- 前園主計編著.図書館サービス論 新訂(新 現代図書館学講座4) 東京書籍.2009
- 日本図書館協会図書館ハンドブック編集委員会. 図書館ハンドブック.第6版補訂版.2010

参考文献(Webサイト)

国立大学図書館協会.大学図書館間相互利用マニュアル.2004

http://www.janul.jp/j/projects/rci/sogoriyo_manual.pdf

私立大学図書館協会東地区研究部.相互協力研究分科会

(2010年廃会ですが、海外への依頼の際に参考になります)

<http://www.jaspul.org/pre/ekenkyu/sogokyoryoku/>

科学技術振興機構.参考文献の役割と書き方.2011

http://sti.jst.go.jp/sist/pdf/SIST_booklet2011.pdf

国内博士論文 調べ案内(NDL リサーチ・ナビ)

http://rnavi.ndl.go.jp/research_guide/entry/theme-honbun-100044.php

海外博士論文 調べ案内(NDL リサーチ・ナビ)

http://rnavi.ndl.go.jp/research_guide/entry/theme-honbun-400041.php